

看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための
共通科目受講促進事業

公募要領

令和8年3月

厚生労働省

看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業 公募要領

1 総則

医療ニーズを抱える高齢者の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる2040年を見据え、特定行為研修修了者（以下、「修了者」という。）の質を担保しつつ養成を加速するために、全ての医療機関等において、看護師が特定行為研修の共通科目を前倒して受講できる仕組みを構築し、看護師の特定行為研修修了者を加速的に養成する事業を実施するため、本要領により実施者の公募を行う

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和8年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っている。採択・執行に当たっては、国会での令和8年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得る。

2 事業の目的

特定行為研修を受講していない看護師が特定行為研修の共通科目を受講できる仕組みを構築し、看護師の特定行為研修受講を促進する取組を行う指定研修機関を支援することで、看護師の実践能力向上と特定行為研修の前倒し受講による受講負担軽減を図り、2040年に向けて質が高く効率的な医療を提供するために必要な特定行為研修を修了した看護師を養成することを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は次の（１）～（３）全てを満たす指定研修機関であって自機関以外の看護師を含めた修了者養成と修了者の活動を推進する取組を、組織的かつ継続的に行う指定研修機関（以下、「実施者」という。）とする。

- （１）「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同行第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（都道府県知事宛医政局長通知医政発0317第1号平成27年3月17日最終改正：令和7年9月26日医政発0926第2号）（以下、「特定行為通知」という。）「別紙3 共通科目の内容」の「学ぶべき事項」を網羅した研修内容であること。
- （２）研修は特定行為通知「別紙5 共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法」に示された該当科目の研修方法で実施され、理解度を確認する構造になっていること。
- （３）特定行為通知「別紙8 到達目標」に受講した科目において到達しているかを特定行為通知「別紙7 共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法」により確認していること。

4 事業内容

実施者は次の(1)～(3)の事業内容をすべて行うものとする。

(1) 受講機会の提供

看護師（特定行為研修を受講している看護師及び特定行為研修を修了した看護師は除く。以下同じ。）に、特定行為研修の共通科目のうち、3科目を受講できる機会を提供するため、次の①～⑤の取組を実施すること。

- ① 本事業の実施計画を立案すること。
- ② 本事業の実施について自機関以外の看護師を含め広く周知を行い、受講の申込みを受け付けること。なお、本事業は、受講者のうち自機関以外の看護師の受講者を1/3以上とすることを必須とする。
- ③ 受講者に対して、受講に必要なIDの配布等必要な措置を講ずること。
- ④ 共通科目のうち臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメントの3科目の受講を必須とし、受講した3科目のうち1科目以上の修了を必須とすること。
- ⑤ 質疑対応等も含めて、受講者の受講管理を行い、本事業実施期間内に修了できるよう適宜支援を行うこと。

(2) 受講の推進

本事業において共通科目を受講した看護師が特定行為研修の受講に進みやすくなるよう、次の①～④の取組を実施すること。

- ① 修了者の活動内容や効果等の周知を図るなど特定行為研修受講に向けた動機付けを行うこと。
- ② 本事業の受講者には、修了した科目について、履修証明書を発行すること。発行する履修証明書は次のア～カの事項を含むものとする。ア 受講者氏名
イ 看護師籍登録番号
ウ 受講した科目、受講期間、使用した教材
エ 評価結果
オ 履修証明書発行機関名・責任者名
カ 発行年月日
- ③ 履修証明書を発行するにあたっては、特定行為研修管理委員会で審査を行うこと。
- ④ 本事業の修了者が履修証明書をもって特定行為研修を受講してきた際は、履修免除すること。

(3) 報告書の作成

実施者は令和9年3月末までに別添1に定める事項を記載した報告書を作成し提出すること。

5 留意事項

(1) 応募者に関する諸条件

本事業への応募者は、次の①～⑧の条件を全て満たす必要がある。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の①～⑥の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上取得した個人情報等については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次に掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
 - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定

- イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
- ウ 個人情報の取扱に関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
- エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
- オ 個人情報の取扱に関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
- カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
- キ 委託先の監督

6 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日又は実施者として選定された日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までとする。

7 実施者の選定について

(1) 評価の方法

実施者の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業実施者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1又は2以上の応募者を実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、次の①～④の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合がある。また、ヒアリングに出席しな

かった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施者を選定する。

(3) 評価の観点

評価の観点は、次の①～⑤のとおり。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知する予定。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものとする。

本事業に係る補助金の交付については、実施者選定後に通知する厚生労働大臣が認めた額を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、「4 事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、社会保険料、雑役務費に限る。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者の負担となる。

また、補助金等については、「7 実施者の選定について」の結果等を踏まえ調整することがある。最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

9 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業企画書」を作成し、9（2）①で示す提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式

により企画書を作成すること。

(2) 応募方法

① 提出期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月24日（火）（必着）

② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

メールの件名は必ず「【提出】看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業企画書（団体名）」とすること。

提出先：kango-jigyo@mhlw.go.jp

③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業（団体名）」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係
03-5253-1111（4195）

④ 提出書類

ア 「看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業企画書」

次の（ア）、（イ）をそれぞれ提出すること。

（ア）正本

黒塗りしていないもの（Word・Excel 形式及び PDF 形式）

（イ）副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの（PDF 形式）

イ 応募者の概要が分かる資料

（ア）パンフレット等

（イ）定款又は寄附行為

（ウ）直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ 応募者がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次（ア）～（ウ）の認定を受けている場合には、その通知書（写）

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ウ）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料

※不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

※提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。

看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業

報告書

作成日 年 月 日
医療機関名

1. 年間スケジュール
2. 共通科目の受講機会の提供対象となる看護師のeラーニングによる共通科目の受講状況
周知方法、受講機会の提供状況（使用した通信教材、共通科目の科目名、提供方法）、応募者数、参加者数、参加者の属性（就業場所、職位、経験年数）等
3. 共通科目を受講した看護師が特定行為研修の受講に進みやすくなるように実施した取組状況
4. 上記以外で、独自に特定行為研修の体制整備に関して組織で決定した事項（記載可能な範囲で記載）
5. 特定行為研修の取組を推進するうえでの課題、困難な事項
6. 次年度の事業実施にあたり参考にすべき事項等